

「私の勤める派遣会社では、採用しても採用しても女性が毎年数百人もやめしていく。資金と仕事がつり合わないからです。派遣労働には女性差別が根本にある気がする」

銀行が100%出資する人材派遣子会社に正社員として勤める佐藤知子さん(四〇)・仮名は、会社に登録する派遣社員の低い待遇に以前から憤りを感じていた。

# 雇用破壊

# 専ら派遣 女性に格差

四十時間は超えないようになっている。さらには年収も扶養控除内（百三十万円以下）に収まるように、月の勤務日数も十八日に抑えられている。

「家計の補助のため」に働くのが前提で、自身では絶対に生活できない水準」と佐藤さん。派遣子女会社が採用を既婚者や実家暮らしの内派遣（専ら派

遣社員は待遇が低い。認められない。正行昌も試験の連続だけど、派遣社員は待遇が低い。にもかかわらず、正行昌も試験の連続だけど、員並みの査定を強いる」と言つ。

グループ内派遣規制 現行の労働者派遣法では、企業の派遣子会社が労働局などの調査に「グループ外企業にも営業努力したが、親会社しか派遣先が見つからなかった」と弁明すれば、「専ら派遣」とみなされない。同法改正案は「8割規制」で改善を図るが、労働者の待遇向上には結び付かないため、労働側は「正社員と均等の待遇を保障すべきだ」と主張している。

多いとされ、さながら「第二人事部」となっている。派遣労働に詳しい永嶋里枝弁護士は「派遣法は男女雇用機会均等法と同じ一九八六年に施行された。当時から金融機関を中心に、派遣子会社は女性労働者を容易に調整する露骨なやり方」と強く批判する。

グループ内派遣の横行で広がった働く女性の待遇格差。派遣法改正是「グループ内派遣は派遣社員全体の八割以下にする」と初め具体的に規制したが、逆に八割までは「お書き付き」を与えた。企業はもとより、それを事実上見逃してきただ行政の責任は重い。違法行為を続けてきた企業はもとより、これが経済界と行政のなれ合いの構図が透けて見えることになる。

しなければならない。しかし、実際の規制正行員と同じ仕事をはあいまいで金融や保しながら、年収百万円険業界を中心にな放しそう」の派遣社員た状態が続いている。派ち。佐藤さんは「派遣・派遣会社の社長は親会社員は社内試験に合格・人事部門出身者が

## 野放し社員の代替常態化